

<u>重要</u>

入札参加業者 各位

富田林市長 (公印省略)

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託 入札制度等の改正について(通知)

日頃は、本市行政に格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

本市の入札・契約事務につきましては、平成25年度から、水道事業の事務についても市長部 局にて取り扱いをしております。

この度、市長部局と水道事業の双方における、<u>希望業種の受付、等級別区分、及び手持ち案件等については、平成27年度の入札参加申請受付時(平成26年12月予定)にあわせて、別紙</u>のとおり改正することとなりました。

また、平成30年度以降の入札制度等につきましては、国土交通省、大阪府、及び近隣市町村 等の動向を踏まえ、段階的に改正を行っていく予定としております。

本改正の趣旨へのご理解を賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

以上

	ד אַמּנינע					
	項目	現行	平成27年度~			
1	業種統合受付について (市長部局と水道事業の希望業種を統合受付)	それぞれで受付	統合して受付			
2	希望業種数の変更について	市長部局:3業種 水道事業:3業種	市長部局+水道事業:5業種			
3	手持ち件数上限の変更について	(建設工事) <市長部局> 市内業者:3件 市内支店業者:2件 市外業者:1件 (随意契約を除く) 〈水道事業> 市内業者:3件 市内支店業者:2件 市外業者:1件 (随意契約を除く) (測量・建設コンサルタント等業務委託) 〈市長部局> 市内支店業者:1件 (対象案件における地域区分が市内である場合) 〈水道事業> 市内支店業者:1件 (対象案件における地域区分が市内である場合) 〈水道事業> 市内支店業者:1件 (対象案件における地域区分が市内である場合) (随意契約を除く)	(建設工事) <市長部局+水道事業> 市内業者:5件 市内支店業者:3件 市外業者:手持ち上限なし (随意契約を除く) (測量・建設コンサルタント等業務委託) <市長部局+水道事業> 市内支店業者:1件 (対象案件における地域区分が市内である場合) (随意契約を除く)			
4	条件付一般競争入札の公告日について	市長部局:月曜日 水道事業:火曜日	市長部局+水道事業:月曜日			
5	取り退き制度について	4のとおり入札日が異なる事から、取り退き対象ではない。	4のとおり入札日が同一となる事から、取り退きの対象とする。			

	項目	現行	平成27年度~
6	上水道関係工事(水道施設工事業を除く水道工事)の希望業種について	上水道関係工事(水道施設工事業を除く)	上水道工事 (水道管敷設工事、又は敷設替え工事)
1)	必要な許可等について	1 土木工事業の建設業許可を取得2 管工事業の建設業許可を取得3 富田林市指定給水装置工事事業者の指定を受けている者	左に同じ
		1~3全てを満たしていること	
2)	等級別区分について	上水道関係工事 (土木一式工事の等級別区分を読み替えて準用)	上水道工事(新設) 《別紙2 参照》
3)	等級別区分を行う際の客観的点数について	土木工事業、管工事業の経審(P点)のうち高い点数	左に同じ
4)	配置技術者について	·1·2級土木施工管理技士 ·1·2級建設機械施工管理技士 ·経験(土木) ·1·2級管工事施工管理技士 ·給水装置工事主任技術者(実務経験1年) ·経験(管)	左に同じ
7	成績評価点の反映について	・市長部局 ・水道事業 それぞれにおいて、業種毎に取り纏め、成績評価平均点を算出	市長部局+水道事業 業種毎に取り纏め、成績評価平均点を算出 (平成25年度・平成26年度 評価分) 「上水道関係工事」の工事成績評価平均点に基づく加減点
			(平成27年度・平成28年度において 入札参加希望業種が「上水道工事」を希望する者) 土木工事業、管工事業の経審(P点)の うち最も高い点数のものに加減点する。

別紙 2 富田林市建設工事請負業者の等級別区分に関する要綱 (平成27年4月1日改正)より抜粋

別表(第5条関係)

種類	等級	総合評点		発注基準額	
土	A	1,400 点以上		5 億円以上	
木	В	1,100 点以上	1,400 点未満	3億円以上	5 億円未満
_	С	730 点以上	1,100 点未満	2,000 万円以上	5 億円未満
式	D	650 点以上	730 点未満	500 万円以上	1億円未満
工	E 1	570 点以上	650 点未満	130 万円以上	2,000 万円未満
事	E 2	570 点未満		500 万円未満	
建	A	1,400 点以上		10 億円以上	
築	В	1,100 点以上	1,400 点未満	5 億円以上	10 億円未満
_	С	700 点以上	1,100 点未満	2,000 万円以上	10 億円未満
式	D	650 点以上	700 点未満	500 万円以上	1億円未満
工	E 1	600 点以上	650 点未満	130 万円以上	2,000 万円未満
事	E 2	600 点未満		500 万円未満	
4-4	A	1,400 点以上		2 億円以上	
舗	В	1,000 点以上	1,400 点未満	5,000 万円以上	2億円未満
装工	С	620 点以上	1,000 点未満	400 万円以上	1億円未満
工事	D	560 点以上	620 点未満	200 万円以上	2,000 万円未満
学	Е	560 点未満		400 万円未満	
	A	1,400 点以上		5 億円以上	
造	В	1,100 点以上	1,400 点未満	1億円以上	5 億円未満
遠	С	700 点以上	1,100 点未満	5,000 万円以上	1億円未満
工	D	620 点以上	700 点未満	3,000 万円以上	5,000 万円未満
事	E 1	540 点以上	620 点未満	1,000 万円以上	3,000 万円未満
	E 2	540 点未満		1,000万円未満	
	A	1,400 点以上		5 億円以上	
電	В	1,100 点以上	1,400 点未満	1億円以上	5 億円未満
気	С	720 点以上	1,100 点未満	5,000 万円以上	1億円未満
工	D	640 点以上	720 点未満	3,000 万円以上	5,000 万円未満
事	E 1	560 点以上	640 点未満	1,000 万円以上	3,000 万円未満
	E 2	560 点未満		1,000 万円未満	
消	A	1,400 点以上		5 億円以上	
防	В	1,100 点以上	1,400 点未満	1億円以上	5 億円未満
施	С	800 点以上	1,100 点未満	5,000 万円以上	1億円未満

	1	T	1		
設	D	720 点以上	800 点未満	3,000 万円以上	5,000 万円未満
工	E 1	640 点以上	720 点未満	1,000 万円以上	3,000 万円未満
事	E 2	640 点未満		1,000 万円未満	
	Α	1,400 点以上		5 億円以上	
管	В	1,100 点以上	1,400 点未満	1億円以上	5 億円未満
工	С	730 点以上	1,100 点未満	5,000 万円以上	1億円未満
事	D	650 点以上	730 点未満	1,500 万円以上	5,000 万円未満
7	E 1	570 点以上	650 点未満	400 万円以上	1,500 万円未満
	E 2	570 点未満		400 万円未満	
	A	1,400 点以上		5 億円以上	
防	В	1,100 点以上	1,400 点未満	1億円以上	5 億円未満
水	С	800 点以上	1,100 点未満	5,000 万円以上	1億円未満
工	D	720 点以上	800 点未満	3,000 万円以上	5,000 万円未満
事	E 1	640 点以上	720 点未満	1,000 万円以上	3,000 万円未満
	E 2	640 点未満		1,000 万円未満	
	A	1,400 点以上		5 億円以上	
塗	В	1,100 点以上	1,400 点未満	1億円以上	5 億円未満
装	С	800 点以上	1,100 点未満	5,000 万円以上	1億円未満
工	D	720 点以上	800 点未満	3,000 万円以上	5,000 万円未満
事	E 1	640 点以上	720 点未満	1,000 万円以上	3,000 万円未満
	E 2	640 点未満		1,000 万円未満	
ک	A	1,400 点以上		5 億円以上	
び	В	1,100 点以上	1,400 点未満	1億円以上	5 億円未満
土	С	720 点以上	1,100 点未満	5,000 万円以上	1億円未満
工工	D	640 点以上	720 点未満	3,000 万円以上	5,000 万円未満
工	E 1	570 点以上	640 点未満	130 万円以上	3,000 万円未満
事	E 2	570 点未満		500 万円未満	
1	A	1,400 点以上		5 億円以上	
上	В	1,100 点以上	1,400 点未満	3 億円以上	5 億円未満
水	С	730 点以上	1,100 点未満	2,000 万円以上	5 億円未満
道 工	D	650 点以上	730 点未満	500 万円以上	1億円未満
事	E 1	570 点以上	650 点未満	130 万円以上	2,000 万円未満
7	E 2	570 点未満		500 万円未満	
管	А	1,400 点以上		5 億円以上	

更	В	1,100 点以上	1,400 点未満	1億円以上	5 億円未満
生	С	730 点以上	1,100 点未満	3,000 万円以上	1億円未満
工	D	650 点以上	730 点未満	2,000 万円以上	3,000 万円未満
事	Е	650 点未満		2,000 万円未満	

備考

- 1 発注基準額は、設計金額(消費税を含む。)とする。
- 2 市内業者にあっては、造園工事、電気工事、消防施設工事、管工 事、防水工事、塗装工事、とび・土工工事及び管更生工事の各等級 における発注基準額の下限は、無いものとする。